



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

431	行政書士試験の指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更	(市町村課).....	1
432	平成24年度和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	2
433	形質変更時要届出区域の指定の解除等	(環境管理課).....	3
434	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	4
435	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	4
436	平成24年度登録販売者試験の実施	(薬務課).....	5
437	基本測量の終了	(技術調査課).....	5
438	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
439	道路の供用開始	(").....	6
440	道路の区域変更	(").....	6
441	道路の供用開始	(").....	7
442	"	(").....	7
443	道路の区域変更	(").....	7
444	道路の供用開始	(").....	8
445	道路の区域変更	(").....	8
446	"	(").....	8
447	道路の供用開始	(").....	9

○ 公告

入札公告	(情報政策課).....	9
------	--------------	---

○ 監査公表

監査公表第10号	12
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第431号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、行政書士試験の指定試験機関である財団法人行政書士試験研究センターから主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更しようとする年月日
平成24年4月23日

和歌山県告示第432号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成24年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

平成24年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書または白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成24年4月24日（火）から同年5月8日（火）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年5月11日（金）午後4時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成24年5月8日（火）午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成24年5月14日（月）から同月16日（水）までの午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成24年4月24日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 2の（1）のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成24年5月21日（月）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成24年5月31日（木）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成24年6月4日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第433号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年和歌山県告示第41号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおりその指定を解除した。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定を解除する区域の所在地

解除前の形質変更時要届出区域の所在地	解除の内容
田辺市元町字三四六859番1の一部	解除
田辺市元町字三四六859番2の一部	一部解除
田辺市元町字東松原2286番9の一部	一部解除
田辺市元町字東松原2286番10の一部	一部解除
田辺市稲成町字下組2947番4の一部	解除

2 指定を解除する区域の表示

次の図のとおり

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置等

省略されていた土壤汚染状況調査が実施され、汚染のないことが判明した。

5 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第434号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年6月4日まで縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年4月2日

2 名称

特定非営利活動法人Big Brothers and Sisters Movement 21 school

3 代表者の氏名

川口充紀

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市善明寺13番地

5 定款に記載された目的

この法人は、住民に対して、健全育成事業や講座事業、立ち直り支援事業などを実施し、非行や犯罪の無い明るい社会づくりの建設に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定にお

いてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海柔 8-12	脇坂孝貴	脇坂整骨院	海南市下津町下津278	平成 22. 12. 31

和歌山県告示第436号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成24年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成24年8月26日（日）

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地

和歌山大学

3 受験申込の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成24年6月1日（金）から同月29日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成24年6月18日（月）から同月29日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成24年6月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成24年9月28日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町神野市場字大野160番1地先から同町神野市場字市本411番1地先まで	旧	4.06 ） 12.29	575.17	
同上	新	5.38 ） 31.31	575.17	

和歌山県告示第439号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町神野市場字大野160番1地先から同町神野市場字市本411番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月24日

和歌山県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字吉原字楠部 1351番2地先から同町大字吉原 字楠部1349番1地先まで	旧	9.90 } 24.40	44.00	
同上	新	9.90 } 13.20	44.00	

和歌山県告示第441号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字吉原字楠部1351番2地先から同町大字吉原字楠部1349番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月24日

和歌山県告示第442号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市熊野川町大字田長字猪ノ井218番2地先から同市熊野川町大字能城山本字下地32
1番4地先まで

供用開始の期日 平成24年4月24日

和歌山県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 荒見粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字西前田403番2地先から同市粉河字東鳥居843番1地先まで	旧	5.44 } 10.72	142.23	
同上	新	12.31 } 16.08	140.56	

和歌山県告示第444号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 荒見粉河線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西前田403番2地先から同市粉河字東鳥居843番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月24日

和歌山県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市名手市場字池引1062番2地先から同市名手市場字丹過60番14地先まで	旧	3.10 } 11.10	342.75	
同上	新	11.10 } 17.00	342.75	

和歌山県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字ミタケ尾 243番92地内	旧	4.56 } 5.25	30.00	
同上	新	7.23 } 13.54	30.00	

和歌山県告示第447号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字ミタケ尾243番92地内

供用開始の期日 平成24年4月24日

公 告

入 札 公 告

和歌山県平成24年度行政事務用パソコン賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年4月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成24年度 行パ第1号

(2) 調達物品等の名称

平成24年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借

(3) 調達物品等の仕様

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 納入期限

平成24年9月30日（日）まで

(6) 履行期間

平成24年10月1日（月）から平成29年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県告示第431号に規定する平成24年度和歌山県行政事務用パソコン賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成24年4月24日（火）から同年5月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年5月11日（金）までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成24年5月8日（火）午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成24年6月11日（月）午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成24年6月11日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額（月額の入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加えた額をいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

A supply to affect personal computer rental contract

(2) Date / time of bidding :

1:30 pm 11 June 2012 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 am 11 June 2012)

(3) Inquiries:

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government, 1-2-1
Minato-doricho-kita, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

平成23年12月2日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月24日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

1 伊都振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

イ 駐車場代支出に係る常時の資金前渡の前渡資金支払調書に履行確認がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

ウ 中山間地域総合整備事業用地を県が管内の町に譲与していたにもかかわらず、電柱敷として行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収していたが、平成22年度になって当該土地が譲与されていたと気づき使用料を還付しているので、適正な財産管理に努められたい。

エ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該課室の受付印及び個人印を押印していなかったもので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

オ 旅行業登録申請書に添付する登記事項証明書については、3か月以内に発行された正本である必要があるが、2年前に発行された登記事項証明書のコピーが添付されていたので、適正に処理されたい。

カ 農業体験に使用する器具の購入で、一者の見積書により随意契約を行っているが、二者以上から見積書を徴取されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 支出負担行為について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等関係する規定を確認し、適正に処理するよう職員に周知徹底した。

イ 前渡資金支払調書の履行確認について、職員に周知徹底した。

ウ 財産管理に関して、所有権移転など他課の所掌事務に関係すると思われるものについては、関係者に決裁文書の合議を行うなど意思の疎通及び情報の共有を十分に図るよう職員に周知徹底した。

エ 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知を職員に周知徹底し、適正に事務処理するようにした。

オ 旅行業登録については、「旅行業法事務マニュアル」に基づく処理を徹底するよう注意喚起を行った。

また、当機関で手続を行った旅行業に係る全ての申請書の内容を確認したところ、不備は指摘案件だけであったため、当該事業者から提出のあった直近の商業登記簿謄本の正本を確認し、申請時の内容に誤りがなかったことを確認するとともに、当該事業者に対しても、適正な手続について指導を行った。

カ 今後農業体験に使用する器具の購入に当たっては、和歌山県財務規則等関係する規定を確認し、適正に処理するよう職員に周知徹底した。

2 伊都振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成22年度末で約794万円となっており、前年度末に比し約51万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 生活保護返還金について、平成22年度末で約17万円が未収金となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、償還指導を行うなど適切な債権管理に努められたい。

ウ 母子寡婦福祉資金の借受資格喪失で、早期償還が発生していたが、当該償還に係る調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

エ 食育イベントの準備のために資金前渡を行い、消耗品を購入しているが、資金前渡日より前の領収書があったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の実情を考慮しながら、早期の電話及び訪問による督促のほか、振興局において面接を実施し、償還計画の立て直し等の相談に応じているが、更に徹底するよう努めた。

部内で償還強化月間を設け、2人1組体制で連帯借主や連帯保証人を訪問し、集中的に償還指導に取り組んだ。

また、新規未償還金の発生を防止するために、申請者・連帯借主・連帯保証人の同席面接を実施し、連帯責務の周知等貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付の指導を実施している。

イ 償還指導を継続的に実施した結果、分納による納付があり、現在未納金が15万円となった。引き続き、未納者へ継続的な償還指導を実施していく。

ウ 早期償還が発生したケースについて、平成23年10月に償還システムに入力を行い、11月より調定を開始し、償還指導を行っている。

エ 資金前渡に係る事務を適正に処理するよう職員に周知徹底した。

3 伊都振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約222万円となっており、前年度に比し約134万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 業務委託契約解除に伴う違約金及び延納利息について、平成22年度末で約46万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

ウ 平成22年12月に収納した過年度の道路占用料6件について、和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年条例第7号）第4条の2の規定に基づく延滞金が徴収されていないので、適正に処理されたい。

エ 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用許可の通知前に占用料の収入調定を行っているが、収入調定は、同局長による河川の占用許可通知に基づき適正に処理されたい。

オ 道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく露店の許可について、歩道に突出する部分の投影面積が占用面積に算入されていなかった。

また、本件許可期間は、1か月未満であるため道路占用料は、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していなかったため、適正に処理されたい。

カ 除雪融解作業業務委託について、入札が不成立となったため、委託業務の区間の細分化により業務内容を見直した上で、随意契約を締結していたが、業務内容を変更した場合は再度入札を行うよう適正に処理されたい。

キ 会計実地検査の用に供する機械等の貸出し業務について、見積り合せによる随意契約を締結していたが、簡易公開調達制度を適用されたい。

ク 土地売買に関する三者契約について、同契約に定める書類の提出を受けずに前金払により経費を支出していたので、適正に処理されたい。

ケ 委託料について、廃棄物の最終処分が終了していないにもかかわらず履行確認を行い、経費を支出していたので、適正に処理されたい。

コ 県営事業で造成した農道用地について、電柱敷として行政財産の目的外使用許可を与え、平成22年9月に使用料を徴収しているが、当該土地は、県が同年6月に地元市町に譲与した土地であるので、適正に処理されたい。

検討事項

売却することを決定している廃川敷地2件について、早期に売却が完了するよう処理を進められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 未納者の現状をよく把握した上で、文書通知や電話による督促、催告を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るよう取り組んでいる。

イ 契約相手先は、現在法的整理手続を行っているため、裁判所からの通知等に基づき所要の手続を行い、債権の確保に努める。

ウ 指摘された延滞金は、地方自治法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第4号）第2条のただし書により減免される場合に該当することが判明したので、必要な事務

手続を行った。

エ 国土交通省近畿地方整備局長の継続許可通知に基づき調定を行っている。

オ 占用面積や占用料について、再度確認し、適正に処理している。

カ 除雪融解作業業務委託において、地域の状況や過去の委託状況を勘案し、適正に区域割りして入札を行い、不成立となったものについては、同条件により随意契約を行った。

キ 契約事務手続を適正に処理するよう職員に周知徹底し、再発防止に努めている。

ク 前金払について、和歌山県財務規則等関係する規定を確認し、適正に処理するよう職員に徹底した。

ケ 今後はこのようなことがないように履行確認を徹底し、適正に処理を行う。

コ 今後このようなことがないように、適正な調定及び公有財産の管理に努める。

検討事項

廃川敷地2件のうち1件について、買い受け希望者と売買契約を締結済みであり、平成23年度内には所有権移転登記が完了する予定である。

残り1件について、平成23年度内には財務事務所との協議が完了する見込みであり、来年度中には売払いが完了する予定である。

4 和歌山県農業大学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

実習実験室南側における自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく、建物と考えるので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

行政財産の目的外使用許可における財産の区分については、職員への周知徹底を図り、適正に事務処理を行っている。

5 和歌山県立伊都高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 旅費の日当が加算される路程の要件を満たさない旅行について、日当が加算された事例があったので、適正に処理されたい。

イ 大規模改修に伴う耐火金庫移設委託事業及びピアノ等移設委託事業について、契約書において事業完了後に実績報告書の提出を求めているが、当該報告書が提出されていないので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 旅費の日当加算分について、予備監査終了後、返納の処理を行い、適正に処理を行っている。

イ 実施報告書の提出漏れについて、予備監査終了後、委託契約業者から実施報告書の提出を受けた。今後、このようなことのないよう適正な事務に努めている。

6 和歌山県立笠田高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 旅費の日当が加算される路程の要件を満たさない旅行について、日当が加算された事例があった

ので、適正に処理されたい。

イ 貯水槽衛生管理業務について、仕様書に建築物環境衛生管理技術者免許状又は貯水槽清掃作業監督者講習会及び再講習会修了書の写しを添付するよう規定しているが、添付されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 旅費の日当加算分について、返納の処理を行い、適正に処理を行っている。

イ 貯水槽衛生管理業務の仕様書に規定された必要書類について、本年度より添付を確認し、適正に処理を行っている。

7 和歌山県立紀の川高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

貯水槽衛生管理業務について、仕様書に建築物環境衛生管理技術者免許状又は貯水槽清掃作業監督者講習会及び再講習会修了書の写しを添付するよう規定しているが、添付されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

貯水槽清掃作業監督者講習会等の修了書の写しの添付漏れについては、後日、施工業者から学校に提出がなされた。

また、このような事務処理が再び行われないう、適正かつ正確な事務処理に努めるよう職員に周知徹底を行った。

8 和歌山県立きのかわ支援学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 衛生害虫駆除業務について、契約書に施工完了後に点検調査報告書及び防除作業終了報告書の提出を規定しているが、点検調査報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。

イ 旅行の行程の一部が、公用車であるスクールバス利用及び徒歩であったにもかかわらず、旅行命令簿に記載されず、全行程を鉄道を利用した旅費が支払われていた事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 第2種電柱設置目的で行政財産の目的外使用許可を与えているが、当該電柱は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年条例第28号）別表第1第33項の第3種電柱に該当するので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 衛生害虫駆除業務について、平成23年度から施工完了後に点検調査報告書及び防除作業終了報告書を徴し、適正に処理を行っている。

イ 旅費の過払いについて、指摘後直ちに返納の処理を行い、適正に処理を行った。

今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めている。

ウ 教育財産使用許可申請書の内容に誤りがあったことが判明したため、変更申請手続を指導し、使用許可の変更を行い、適正に処理した。

9 和歌山県東京事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年10月27日

(2) 監査の結果

注意事項

社名及び社印はあるが、所在地、代表者名及び代表者印のない請求書並びに団体名及び団体印はあるが、所在地及び代表者印のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

支出事務について、適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。

10 有田振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 過年度分の未登記が、平成22年度末現在3筆残っているので、早期処理に努められたい。

イ 支出負担行為が地域振興部の会計主幹に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

ウ 代表者印及び代表者名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 債務負担行為に係る工事請負契約において、契約書に和歌山県建設工事事務規程（昭和49年訓令第16号）第7条に基づく債務負担行為に係る条項が記載されていなかったもので、適正に処理されたい。

オ 超過勤務手当について、勤務時間（代休を除く。）が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があり、2,438円が過支給となっているので、返還措置を講じられたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 有田振興局内の未登記物件3筆のうち2筆は平成23年春に地籍調査が完了し、同年5月に寄附による所有権移転登記が完了し、処理が終了している。残り1筆は地籍調査事業の着手が平成25年度の予定となっており、早期に解決できるよう現地の確認等を行っている。

イ、ウ 支出事務手続を適正に処理するよう職員に注意喚起を図り、再発防止に努めている。

エ 契約事務手続を適正に処理するよう職員に注意喚起を図り、再発防止に努めている。

オ 超過勤務手当過払い分について、平成23年10月に全額返還し、適正に処理している。

11 有田振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成22年度末で約201万円となっており、前年度末に比し約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約1,178万円となっており、前年度末に比し約50万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成22年度末で約122万円となっており、前年度末

に比し約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者についての実態を把握し、個別訪問や夜間訪問をするなど母子寡婦世帯の実状を考慮しつつ償還の推進活動に取り組んでいる。滞納については早期対応が重要なため、督促状を発送してもなおかつ未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書により通知し、双方に来所してもらい償還を促している。

また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、連帯借主及び連帯保証人の同席の上面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯責務についても確認を行っており、新しく償還開始の時期が来た借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導している。

イ 被保護者には、まずは返還金が生じないように、収入があった場合の申告の必要性を周知徹底することに取り組んでいる。

また、不正受給の防止のため、随時収入申告書及び給与明細書等の挙証資料の提出を求めるとともに、年2回、収入申告書の一斉徴収により収入の把握を行い、その内容確認のため、関係機関に協力を求め、課税状況調査等を実施し、点検を行っている。

さらに、滞納が生じた場合においては、生活状況を把握する中で明らかに全額を一括で返済できない場合は、履行延期の特約を行い、分割調定により完全履行を指導し、履行期限が過ぎても履行しない債務者に対しては督促を行い、それにもかかわらず納付されない場合は、電話あるいは訪問により回収に努めている。

過年度未収金については、未納者の現状を把握しながら、公平性の観点からも、引き続き償還指導を行っていく。

ウ 特別障害者手当等返還金未収該当者は3名であるが、うち1名が死亡したため、相続人に対して、償還指導を行い、平成23年10月から分割返還が開始されている。

また、他の2名については、月々指導した金額が返還されており、滞った際には本人に対して返還を促している。このほか、関係町との連携を密にし、受給者に係る異動状況等について確認することにより返還金発生の未然防止に努めている。

12 有田振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成22年度末で約865万円となっており、前年度に比し約70万円増加している。滞納発生後5か月後まで催告を行わないなど初期段階での対応が遅い事例があったので、滞納者への早期対応等適切な債権管理に努められたい。

イ 道路占用料の収入未済額は、平成22年度末で約21万円となっており、前年度に比し約6千円減少しているが、残る1名の滞納者に対しては、平成22年度以降の納付指導等が行われていないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。

ウ 河川占用料の収入未済額は、平成22年度末で約16万円となっており、前年度に比し約11万円減少している。残る滞納者に対する臨戸徴収は、滞納者の不在で納付指導ができない状況が続いているので、必要に応じて財産調査・所在調査を行うなど適切な債権管理に努められたい。

また、当該収入未済額のうち誤って占用料を収入調定していた事例があったので、適正に処理されたい。

エ 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舍等が、国道424号の道路区域内に建てられており、車の通行には支障がないものの道路法に抵触している状況にあるので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 高額滞納者については、法的措置を行い、それ以外の者については本人及び連帯保証人に対し、電話及び文書により出頭を要請し、滞納家賃支払の誓約をとった上、戸別訪問するなど、引き続き適切な債権管理に努める。

イ 滞納者は法人で、全く所在不明の状況にある。

今後も登記事項変更の有無の確認のための調査を行うなど、継続して所在把握に努める。

ウ 未納者に対して、電話や訪問等により督促を行い、適正な債権管理に努める。

また、誤って収入調定した事例については、平成23年9月20日に調定削除処理を行った。

エ 当該道路区域については、警察への所管替えや有田川町などへの払下げに向け、公図訂正や分筆等の作業を行っているが、一部隣接地権者の協力が得られないため難航しており、引き続き交渉する。

13 紀中県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.2%と前年度に比し0.3ポイント増加し、平成22年度末の収入未済額も約2億4,598万円と、約4,768万円減少している。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.8%と前年度に比べ0.1ポイント減少しており、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約82%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

個人県民税の徴収対策については、前年度3市町への職員派遣であったものを本年度は4市町に拡大し、市町の徴収事務への支援を行っている。

また、地方税法第48条に基づく県の直接徴収は前年度に比して約1.5倍の件数、約1.6倍の滞納金額を市町より引き受け直接徴収を実施している。

県税の未収金対策については、「紀中県税事務所徴収対策」を策定し、徴収目標・行動目標を明確にして組織的な進行管理を行い、本税、延滞金とも計画的かつ効率的な滞納整理により未収金縮減に取り組んでいる。

14 農林水産総合技術センター

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 品種登録料について、納付期限後に納付したことにより、割増登録料を追納していたので、適正に処理されたい。

(農林水産総合技術センター)

イ 競争入札に付し、落札者がなかったため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づき予定価格を変更して随意契約を行っているが、同項第8号による随意契約による場

合は、予定価格を変更することができないため、予定価格を再算定し、再度入札に付すよう適正に処理されたい。

(農業試験場)

ウ 行政財産の目的外使用許可で電話柱の許可を与えた事例について、当該電話柱には、許可された通信ケーブルの外に電線等が添架されているので、適正に処理されたい。

(農業試験場)

エ 自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可に係る行政財産の区分は、土地ではなく、建物と考えるので、適正に処理されたい。

(農業試験場)

オ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に受付印、個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(果樹試験場)

カ 会計課へ合議されていない支出負担行為があつたので、適正に処理されたい。

(果樹試験場)

キ 役務費手数料の簡易公開調達について、見積書の締切日より前に不調とし、随意契約を行った事例があつたので、適正に処理されたい。

(水産試験場)

ク 消耗品の納品で、納品書が保存されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(水産試験場)

ケ 内水面試験地の養魚池に係る行政財産の使用料について、消費税の加算及び面積の端数処理が誤っていたので、適正に処理されたい。

(水産試験場)

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 品種登録料の割増し登録料については、組織内のチェック体制を厳重にし、適正に事務処理を行っている。

(農林水産総合技術センター)

イ 競争入札に付して落札者がなかつた事案について、地方自治法施行令等の規定を踏まえ、適切な手続をとった上で、再入札を行うよう改める。

(農業試験場)

ウ 行政財産の目的外使用許可については、現場踏査を徹底するなど、適正に処理している。

(農業試験場)

エ 行政財産の目的外使用許可における財産の区分については、職員への周知徹底を図り、適正に事務処理を行っている。

(農業試験場)

オ 集中調達外の消耗品の納品書の取り扱いについては、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知を職員に再度周知徹底し、適正に処理している。

(果樹試験場)

カ 支出負担行為の合議漏れがないよう、和歌山県財務規則を確認するよう職員に周知徹底を行い、適正な会計事務の遂行に努めている。

(果樹試験場)

キ 簡易公開調達に係る見積書の開札について、事務手続を確認するとともに組織内のチェック体制を厳重にし、適正に処理している。

(水産試験場)

ク 消耗品の納品書の取扱いについては、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知を職員に再度周知徹底し、適正に処理している。

(水産試験場)

ケ 行政財産の使用料については、積算根拠となる面積の端数処理、消費税の要否等を精査し、適正に事務処理を行っている。

(水産試験場)

15 和歌山県立箕島高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年10月28日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 宮原校舎の生徒ホールをPTA会長に福利厚生目的で使用許可し、使用料を全額免除しているが、当該許可申請にある食堂の運営や文具販売の実態がなく、自動販売機のみが当該ホール外に設置されているので、適正に処理されたい。

イ 学校敷地内に第1種電柱及び支線が設置されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 生徒ホールについては、使用する実態に合わせ教育財産使用許可の変更を行った。

また、自動販売機の設置については、新たに使用許可を行い、適正に処理した。

イ 電柱及び支線の設置者に教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行い、適正に処理した。